

北海道後期高齢者医療広域連合事務分掌規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

平成21年4月1日

北海道後期高齢者医療広域連合長 大塔



北海道後期高齢者医療広域連合規則第1号

北海道後期高齢者医療広域連合事務分掌規則の一部を改正する規則

北海道後期高齢者医療広域連合事務分掌規則（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「及び担当係長」を「、担当係長及び主査」に改める。

別表総務班の項中第23号を削り、第24号を第23号とし、第25号から第29号までを1号ずつ繰り上げ、同表医療給付班の項第1号中「高額療養費」の次に「、高額介護合算療養費」を加え、同項第8号中「健康診査」を「保健事業」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。